

小学校及び中学校教諭の普通免許状取得にあたっての 介護等体験について

1. 根拠法令

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）

2. 制度趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、介護等の体験を通じ、教員の資質向上及び義務教育の一層の充実を図ること。

3. 制度の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

4. 介護等体験の内容等

（1）介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助のほか、これらの者との交流等など幅広い体験を想定。

（2）介護等体験の対象施設（一部抜粋）

○学校関係施設

特別支援学校、特別支援学級、通級指導を行う学校、など

○社会福祉施設関係施設

障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援など）を行う施設、身体障害者福祉センター、児童養護施設、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）を行う施設、老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、介護老人保健施設、など

（3）介護等体験の期間

対象の施設での7日間以上の体験を行うことが必要。